

議会報告会（委員長報告）

委員会名 総務常任委員会

開催日時	平成 31 年 2 月 28 日（木）、3 月 1 日（金） 各午前 9 時 30 分から
開催場所	議会全員協議会室
報告者	保坂令子委員長、長嶋竜弘副委員長
出席議員	保坂令子委員長、長嶋竜弘副委員長、くりはらえりこ委員、高野洋一委員、山田直人委員、伊藤倫邦委員
報告内容	<p>第4期基本計画策定におけるSDGsの視点（報告事項）</p> <p>1997年度を起点とする第3次鎌倉市総合計画については、現在、最後の基本計画となる第4期基本計画（2020～25年度）を策定中です。策定に当たって配慮する事項としては、共創の視点、共生の視点と共に、SDGs（持続可能な開発目標）の視点があげられています。</p> <p>SDGsという世界共通のものさしを導入し、鎌倉市の立ち位置や状況を分析するとともに、市の施策にSDGsのターゲットを関連づけ、施策体系を再構築するとのことです。</p> <p>委員からは、「SDGs未来都市に選定されたので、従来の施策に多少SDGsの視点を加味しよう、という程度であるように見えるが、市の施策全体をSDGsの視点で洗い出すほどの覚悟が必要ではないか」との問題提起がありました。</p> <p>これに対しては、「基本計画の策定であって、基本構想は変更しない。SDGsが掲げる17の目標・169のターゲットに関連した取り組みを網羅的に取り組むのではなく、自治体としてやらなくてはならないことを見ていく。施策の方針の部分には横串を刺す」という趣旨の答弁がありました。</p> <p>委員会では、了承としました。</p> <p>市役所職員のテレワーク制度（報告事項）</p> <p>市内企業および市外勤務の市民のテレワークの推進を目指す鎌倉市は、市の組織においてもテレワークを導入するとして、まず課長級以上の職員について、本年3月末までに在宅勤務またはモバイルワークの試行を始めます。</p> <p>介護や子育て中、けが療養中などの対象者要件はつけず、所属長に在宅勤務業務計画書を提出して承認を受ければテレワークが行えます。7月頃を目標に、課長級以上の職員のテレワークの本格導入をはかり、全職員を対象としたテレワークの環境整備については、課長級職員の試行によって見えてくる課題等を整理した上で考える、とのことです。</p> <p>委員からは、「課長級以上から始めるのには違和感がある」「メール確認・文書作成・eラーニングなどを行うと言っているが、それらの仕事量のデータはあるのか」「テレワークは、日本社会の方向性としては認めるが、市役所と市民の関係、市民サービスの提供という観点ではどうなのか」「行政計画上の位置づけのない制度導入は、市長がマニフェストでやると言ったからやるといことなのではないか」などの質疑が相次ぎました。</p> <p>モデル部署での試行ではなく管理職を対象にした試行であること、試行と言いながら、最大週4日間まで在宅勤務ができるなど、性急な導入であるため、多数により、「聞きおく」こととしました。</p>

